

平成29年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成30年6月1日  
国立大学法人福岡教育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成29年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成29年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成30年2月9日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約においては、「赤間団地、吉武団地で使用する電気」及び「附属学校3地区で使用する電気」の2件について、環境配慮契約法に基づき裾切り方式を採用した入札を行った。

なお、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の購入、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の設計、⑥産業廃棄物の処理に係る契約については、該当する案件はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう学内において周知を図った。